

本人通知制度を実施します

八代市では、平成27年4月1日から本人通知制度を実施します。

この制度は、住民票の写しや戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した人に対して交付した事実を通知するものです。

本人通知をすることにより、不正請求の早期発見、事実関係の早期究明が可能になることから、不正請求を抑止する効果も期待されます。

注意：この制度を利用するには、事前に登録が必要です。

◆ 通知の対象となる住民票の写し等の種類

- ・ 住民票の写し（消除された住民票の写しを含む）
- ・ 住民票に記載をした事項に関する証明書（消除された住民票に記載をした事項に関する証明書を含む）
- ・ 戸籍の附票の写し（消除された戸籍の附票の写しを含む）
- ・ 戸籍の謄本又は抄本（除かれた戸籍の謄本又は抄本を含む）
- ・ 戸籍に記載した事項に関する証明書（消除された戸籍に記載した事項に関する証明書を含む）

◆ 登録先

- ・ 場所：本庁市民課 1階 2番・3番窓口、または、各支所及び出張所
- ・ 時間：8時45分から17時15分（土曜日・日曜日・祝日を除く）
※本庁のみ、木曜日は19時まで延長窓口を実施しています。

◆ 登録できる人

- ・ 八代市の住民基本台帳に記録されている人（住民基本台帳から除かれた人を含む）
- ・ 八代市の戸籍の附票に記録されている人（戸籍の附票から除かれた人を含む）
- ・ 八代市の戸籍に記載されている人（戸籍から除かれた人を含む）

注意：ただし、死亡した人及び失踪宣告を受けた人については登録できません。

◆ 登録に必要なもの

- ・登録を希望する人は、本人確認書類（運転免許証・パスポート・顔写真入りの住民基本台帳カード等）を持参してください。
- ・代理人が申請する場合は、登録を希望する人からの委任状と代理人の本人確認書類が必要です。
- ・法定代理人が申請する場合は、戸籍謄本等の資格を証する書類（八代市に本籍がある人は不要）と法定代理人の本人確認書類が必要です。
- ・委任状

◆ 本人通知書の内容について

交付通知書には、次の4項目が記載されます。

1. 証明書の交付年月日
2. 交付した証明書の種別（住民票の写し等）
3. 交付枚数
4. 交付請求者の種別（代理人・第三者等）

注意：交付請求者の個人を特定する情報（住所、氏名等）は記載されません。

◆ 登録の期間について

- ・事前登録者の登録期間は、登録した日から起算して3年間です。
- ・3年間の登録期間満了後、引き続き登録を希望する場合は、再度登録の手続きを行ってください。

◆ 登録事項の変更及び廃止の届出について

事前登録者は、氏名、住所、その他事前登録をした内容に変更が生じた場合又は登録の廃止を希望する場合は、必ず八代市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書を提出してください。

お問い合わせ先

八代市役所 市民課 電話 0965-33-4110
八代市松江城町 1-25 〒866-8601